



# 松本市上下水道事業経営審議会の概要

## 1 上下水道事業経営審議会とは

専門的、多面的な見地からの意見等を経営に反映し、経営の効率化と透明性を確保するため、松本市上下水道事業経営審議会を設置するもの

## 2 所掌事項

- (1) 経営に関する重要な事項
- (2) 料金等に関する事項

## 3 委員構成

15人以内で、次の者のうちから市長が委嘱する

- (1) 使用者及び受益者の代表者
- (2) 有識者
- (3) その他市長が必要と認める者





## 4 任 期 2 年

## 5 審議会の運営

(1) 会議の開催 年2回程度

(2) 会議の公開 公 開

ただし、審議内容により公開することが  
適当でないと会長が判断した場合は、その  
全部又は一部を非公開とすることができる。

(3) 議 事 録 公 開

ただし、審議内容により公開することが  
適当でないと会長が判断した場合は、その  
全部又は一部を非公開とすることができる。





3 1. 3 松本市上下水道事業経営審議会を設置  
平成30年度 第1回審議会

〈議題〉

- ・ 上下水道事業の概要について
- ・ 平成29年度決算の概要について
- ・ 平成30年度中期財政計画の概要について
- ・ 水道法改正の概要について

元. 6 現地視察

- ・ 松塩水道用水本山浄水場
- ・ 島内第1水源地
- ・ 宮渚浄化センター 他

元. 9 勉強会

- ・ 改正水道法について
- ・ 地方公営企業について





## 元. 10 令和元年度 第1回審議会

〈議題〉

- ・平成30年度決算の概要について
- ・令和元年度中期財政計画について

## 2. 8 令和2年度 第1回審議会

〈議題〉

- ・第2期松本市水道ビジョンの策定について

## 2. 10 令和2年度 第2回審議会

※オンライン会議の導入

〈議題〉

- ・第2期松本市水道ビジョンの策定について
- ・令和元年度決算の概要について

